

議案第26号

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定について

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年南あわじ市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 9 条第 1 項中「、第 17 条」を削り、「、第 29 条及び第 35 条」を「及び第 29 条」に改め、同条第 3 項中「、第 17 条」を削る。

(南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和 6 年南あわじ市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 9 条第 2 項の改正規定を次のように改める。

第 9 条第 2 項中「及び第 32 条第 2 項」を「、第 32 条第 2 項及び第 35 条第 2 項第 1 号」に、「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 175」を「100 分の 95」と、給与条例第 35 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条 略 (特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>第8条 略 (特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、<u>第17条</u>、第19条、<u>第29条及び第35条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第16条、<u>第17条</u>、第19条及び第22条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 略</p> <p>第10条 略</p>	<p>第1条～第6条 略 (特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>第8条 略 (特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第7条から第11条まで、第16条、第19条<u>及び第29条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第16条、第19条及び第22条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>4 略</p> <p>第10条 略</p>	

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略</p> <p>第2条 <u>南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。</u></p> <p>第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 <u>南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。</u></p> <p>第9条第2項中「及び第32条第2項」を「、第32条第2項及び第35条第2項第1号」に、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第35条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。</p>	

